○国土交通省告示第四百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月四日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

杉の木沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱十七号と十八号を平成二十三年国土交通省告示第四号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線並びに標柱十八号から五十号までを順次結んだ線及び標柱五十号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県都留市小野

字ここ山

一三三三番地先道路敷

一三三四番三

一三三六番二

一三三四番二

一三三五番一

一三三四番二

一三三番三

一三三七番二

一三三八番一地先水路敷

一三三八番二

一三四一番二

一三四一番一

一五九六番二

一五九五番一

一五四〇番一

一五四〇番二地先道路敷

一五三七番二

一五三七番二地先水路敷

一五三七番二番

一五三九番一

一号から四号まで

四号から五号まで

五号から九号まで

十号

十一号

十二号及び十三号

十四号

十五号

三十号から三十九号まで

四十号から四十二号まで

四十三号から四十八号まで

四十九号

五十号

十六号

十七号

十八号及び十九号

二十号

二十一号から二十三号まで

二十四号

二十五号

二十六号から二十九号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

入山沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次の掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱八号から九号を平成十八年国土交通省告示第二百二十五号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、並びに標柱九号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号から一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県上野原市秋山

字井戸入　四三六七番地先畦畔

一号及び二号

四三六六番乙

三号から七号まで

四三六五番

八号

四三二一番一

九号から十四号まで

字初金

十五号

四三一二番地先道路敷

十六号

四三一一番

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

川合沢の2

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十一号を河川区域に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第千三百七十七号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

山梨県上野原市川合

字御屋敷　三五三八番地先河川敷　一号

三五四三番及び三五四　二号

五番

三五三一番　三号

三五五〇番乙　四号

三五五〇番　五号

三六〇四番地先道路敷　六号

三六〇四番　七号

三六〇五番　八号

三六〇六番　九号及び十号

三六一一番　十一号及び十二号

三六三五番一　十三号及び十四号

三六三六番一　十五号及び十六号

三六三七番　十七号

三六三九番　十八号及び十九号

字さぐじ　二十号及び二十一号

三七四四番　二十二号から二十四号まで

三七四七番

三七四八番

三七五三番

三七六三番

三八七六番

三八七四番一地先道路敷

二十五号

二十六号

二十七号

二十八号

字宮替外

二十九号

三八三九番一

三十号

三八三八番

三十一号

三八三八番地先河川敷

三十二号

三八三四番

三十三号

三八三四番地先道路敷

三十四号から三十六号まで

三八三一番

三十七号

三八三〇番一

三十八号から四十号まで

三八三〇番三

四十一号

三八二七番

四十二号及び四十三号

三八一七番一地先畦畔

四十四号及び四十五号

三八一七番二

四十六号

三八一七番一

四十七号

三八二〇番

四十八号及び四十九号

三八〇五番及び三八〇六番

五十号及び五十一号

大月市梁川町塩瀬

字清水　一〇〇番

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上岡沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成二十一年国土交通省告示第百六号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県北都留郡丹波山村

字引越道下　二三四四番一　一号

字金龍寺東　二〇〇七番一　二号

字引越道下　二三四八番一　三号

○国土交通省告示第四百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月四日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

永泰寺東谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県川辺郡猪名川町柏原

字薮ノ上　二番　一号、二号及び二十二号から二十六号まで

三番一　三号、六号及び十九号から二十一号まで

三番　四号及び五号

四番　七号、九号及び十号

一番　十六号から十八号まで

一番　十一号から十五号まで

八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岡の空川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県佐用郡佐用町下石井

字高畑　五三二番一から五三二番三まで

五三八番

字岡ノ奥　五三五番及び五三六番

字高畑下モ　五三七番一及び五三七番二

五三九番及び五四〇番

字岡高畑　五四一番

字上ミ谷川　五四二番及び五四三番

五四五番

字高畑下タ　五四四番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県佐用郡佐用町下石井

字宮ノ脇　五九三番　一号

字高畑下モ　五四〇番　二号

字上ミ谷川　五四三番　三号

五六一番地先道路敷　四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県佐用郡佐用町下石井

字岡　五一二番

字南谷　五一三番及び五一四番